

## 香川県大学生等奨学金返還支援登録企業 募集要項

### 1 趣旨

香川県では、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学、高等専門学校（第 4 学年及び第 5 学年に限る。）又は専修学校（専門課程及び専攻科に限る。）（以下「大学等」という。）に在学する者であって、意欲及び能力が高く、かつ、経済的な理由により修学することが困難なものに対し、大学生等奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付を行っています。

また、県内における優秀な人材を確保することを目的として、奨学金利用者が大学等を卒業後、一定期間県内に居住し、就業するなどの要件を満たした場合に、奨学金の返還額の一部を免除しています。

このたび、本事業の趣旨に賛同し、奨学金の返還の支援を行う企業（以下「登録企業」という。）を募集します。

### 2 事業の全体像

本制度は、奨学金返還を行う従業員に対し、登録企業が返還を支援する制度です。

まず、企業等は本制度への登録を県に申請し、県が認定を行います。奨学金利用者が、大学等卒業後 3 年以内に県内に居住し、かつ登録企業に就業し、その旨を県に届け出た場合に、本制度による奨学金の返還支援の対象者（以下、「支援対象者」という。）となります。その後、支援対象者が登録企業への就業を 3 年間継続するなどの要件を満たした場合に、県が行う奨学金返還額の一部の免除に加えて、企業が上乗せを行うことにより、支援対象者の奨学金の返還を支援します。

### 3 登録企業の要件

募集の対象は、次のいずれにも該当する企業とします。

#### (1) 次のいずれかに該当する企業等

- ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体
- イ 県外に主たる事務所を有し、県内に所在する事務所又は事業所において奨学金貸与者の採用を予定している法人又は団体

#### (2) 次のいずれにも該当しない企業等

- ア 香川県暴力団排除条例第 2 条第 1 号の暴力団又は同号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する企業等
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項若しくは第 5 項に規定する営業を行う企業等又はこれらの営業の全部若しくは一部を受託する企業等
- ウ 法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない企業等
- エ 労働関係法規等の法令に違反している企業等
- オ その他、本制度の信頼を損なうおそれのある企業等

#### 4 登録申請の手続き

以下に記載する登録申請フォームに必要事項を入力し、電子申請を行ってください。

(1) 登録申請フォーム

[https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=11368](https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11368)

(2) 電子申請に必要な書類

以下の書類について、登録申請フォームから電子データを提出してください。なお、後日、必要に応じて原本の提出を求められることがあります。

ア 法人登記の履歴事項全部証明書（PDFデータ）

※ 3か月以内に発行されたもの

イ 会社概要（様式任意）

※ 例：パンフレットまたはHP掲載内容等（PDFデータ）

(3) 受付期間 随時

#### 5 登録企業の認定

(1) 県は、申請内容について審査を行い、適正と認められる場合は、登録企業として認定し、登録証を交付します。

(2) 登録企業の情報は、県ホームページや大学等への配付資料への掲載により周知を行います。登録企業においても、自社のホームページや広報物を活用し、大学生等への周知に努めてください。

#### 6 登録変更の手続き

登録内容に変更があった場合は、以下に記載する登録変更フォームへ必要事項を入力し、電子申請を行ってください。

(1) 登録変更フォーム

[https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=12082](https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12082)

(2) 電子申請に必要な書類（変更があった場合のみ）

以下の書類について、登録変更フォームから電子データを提出してください。なお、後日、必要に応じて原本の提出を求められることがあります。

ア 法人登記の履歴事項全部証明書（PDFデータ）

※ 3か月以内に発行されたもの

イ 会社概要（様式任意）

※ 例：パンフレットまたはHP掲載内容等（PDFデータ）

#### 7 登録廃止の手続き

登録企業は、「3 登録企業の要件」に該当しなくなったとき又は登録を廃止しようとするときは、以下に記載する登録廃止フォームに必要事項を入力し、電子申請を行ってください。

(1) 登録廃止フォーム

## 8 登録の取消し

登録企業が次のいずれかに該当するとき、登録を取り消すことがあります。

- (1) 申請内容等に虚偽の記述があったとき。
- (2) 「3 登録企業の要件」に該当しないことが明らかになったとき。
- (3) 「9 登録企業の義務」が遵守されないとき。
- (4) 関係法令等に違反するなど、登録企業として著しく不適切であると認められるとき。

## 9 登録企業の義務

登録企業は、次の条件を守らなければなりません。

- (1) 支援対象者を採用（週 30 時間未満の短時間労働者としての採用は本制度の対象外）し、3 年間継続して就業し、支援要件を満たした年度に、県に対して企業負担分を出捐することを確約すること。
- (2) 支援対象者の責に帰さない事由により出捐しない場合は、必ず支援対象者の同意を得ること。
- (3) 支援対象者の免除申請に必要な就業証明書等を発行すること。
- (4) 県から提供する支援対象者に関する個人情報については、責任をもって適正に管理し、当事業の目的以外には一切使用しないこと。

## 10 支援対象者への支援内容

支援対象者が一定期間に県内に居住し、就業するなどの要件を満たした場合に、県は返還未済額のうち、25,000 円（支援対象者が県内に進学し、通常の貸付月額の最高額に 10,000 円を加算した貸付月額を選択していた場合は 35,000 円）×貸与月数の免除を行います。

企業は、5,000 円～15,000 円×貸与月数の範囲で選択した額を上乗せすることによって、支援対象者の奨学金の返還を支援します。

(×貸与月数)

	県の免除額	企業の支援額	学生への免除・支援額（合計）
月額 30,000 円	25,000 円	5,000 円	30,000 円
月額 35,000 円		10,000 円	35,000 円
月額 40,000 円		15,000 円	40,000 円

※登録企業が 15,000 円を超える支援を希望する場合、登録企業の負担により、上乗せで支援することは可能です。

※すでに登録企業で就業中の支援対象者への支援額は、途中で変更することはできません。

※支援対象者が支援要件を満たした年度に支援します。

※支援額には、返還が遅れた場合における延滞金相当額は含みません。

県内進学で通常の貸付月額の最高額に 10,000 円を加算した貸付月額を選択していた場合  
(×貸与月数)

	県の免除額	企業の支援額	学生への免除 ・支援額 (合計)
月額 40,000 円	35,000 円	5,000 円	40,000 円
月額 45,000 円		10,000 円	45,000 円
月額 50,000 円		15,000 円	50,000 円

## 11 出捐について

### (1) 出捐額

登録申請の際に企業が選択した額

※ただし、登録企業が 15,000 円を超える支援を希望する場合は、企業が選択した額に当該額を加えた額

### (2) 出捐方法 (予定)

県から送付する納付書により出捐いただくことを予定しています。

### (3) その他

- ① 支援対象者の内定までに登録企業としての認定を受ける必要があります。
- ② 登録企業からの出捐が得られない場合、県は企業による上乗せ分の支援決定を取り消します。

## 12 実績報告

支援対象者の採用状況等について、県に報告をお願いする場合があります。

## 13 留意事項

支援対象とする職種等に条件を付す必要がある場合、登録申請の段階で県に相談してください。

## 14 問合せ先

香川県 政策部 地域活力推進課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL 087-832-3105

MAIL [chiiki@pref.kagawa.lg.jp](mailto:chiiki@pref.kagawa.lg.jp)

WEB サイト <https://www.pref.kagawa.lg.jp/chiiki/daigakurenkei/daigaku.html>

### 【参考】支援対象者への支援までの流れ

#### (1) 企業登録申請

本要項に基づき、申請した企業等に対し、県が登録企業の認定を行います。

#### (2) 登録企業への就職時

大学等卒業後3年以内に県内に居住し、登録企業に就職した場合、奨学金利用者は、その旨を県に届け出ます。登録企業は、奨学金利用者の依頼に基づき、就業証明書を作成してください。

県は、届出内容を確認後、支援対象者と登録企業に対し、支援予定額・支援予定時期等についてお知らせします。

#### (3) 免除・支援申請

就職後、3年を経過し、要件を満たした支援対象者は、県に免除申請を行います。登録企業は、支援対象者からの依頼に基づき、支援申請に必要となる就業証明書を作成し、支援対象者に交付してください。

#### (4) 出捐依頼

県は、免除申請の内容を審査し、適当と認められる場合には、支援対象者に対し支援決定通知書を、登録企業に対し企業負担分についての納付書を送付します。

#### (5) 登録企業負担分を県へ出捐

登録企業は、県が発行した納付書により、企業負担分を県に出捐します。

#### (6) 免除への上乗せ支援

登録企業から県に出捐された後、県は支援対象者の返還債務について、出捐分を上乗せして免除します。

